

共同利用施設の特別償却制度の改正

主 な 改 正 ポ イ ン ト

対象設備

生活衛生同業組合等(※)が振興計画に基づき設置した共同利用施設

＜共同利用施設の例＞

- ・会館
- ・被災地における共同営業施設
- ・共同研修施設
- ・共同保育施設
- ・共同買い物バス
- ・共同工場
- ・共同送迎バス
- ・共同購入資材配送車両
- ・共同蓄電設備
- ・共同冷蔵庫 等

※(1)青色申告書を提出する法人で、生活衛生同業組合(出資組合に限る。)又は生活衛生同業小組合、又は(2)連結親法人で、生活衛生同業組合(出資組合に限る。)又は生活衛生同業小組合

特別償却率

6%

適用日

平成23年6月30日～
平成24年3月31日

共同利用施設減税

生衛業の振興を応援します！

組合員に必要な共同事業を行なうことで、組合員の経済活動を促進し、経営の近代化・合理化や経済的地位の向上を図ることができます。

「絆」(支え合い)で結ぶ生衛業

共同利用施設の主な適用実績

(1) 共同送迎バス

○価格帯
・約500万円～
約900万円

(調査)
自動車製造メーカー
HPによる



旅館生活衛生同業組合で利用

(2) 会館

○価格
約7,300万円

(調査)
理容生活衛生同業
組合の事例



理容生活衛生同業組合で利用

(3) 共同購入車両

○価格帯
・約200万円～
約450万円

(調査)
自動車製造メーカー
HPによる



クリーニング生活衛生同業
組合で利用

※共同購入資材(溶剤、石鹼、
包装材、ハンガー等)の組合員
への配送に利用

(4) 共同研修施設

○価格
約1,000万円

(調査)
美容生活衛生同業
組合の事例



美容生活衛生同業組合で利用

今後共同利用施設の活用が見込まれる例

(1) 共同買い物バス・移動屋台バス

高齢者や子育て・共働き世帯など生活弱者の生活の基盤を支えるために、共同バスを組合で運行



(写真)メーカーHPによる

(2) 被災地における共同営業施設

震災復興について「絆」(支え合い)で乗り切る観点から、共同の営業施設を組合が設置・運営



(3) 共同保育施設

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取れた職場環境の整備をするため、組合が共同の保育施設を設置・運営



(4) 共同蓄電設備

節電や非常用需要に対応する蓄電設備を組合が設置・運用

(活用例)

- ・24時間型営業施設
- ・冷蔵施設
- ・製氷施設



(写真)メーカーHPによる